

政治活動用事務所に設置する立札及び看板の類について

(公職選挙法第143条⑩ I、令第110条の5)

公職の候補者等又は後援団体が候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を掲示することは、法律で定められた範囲でのみ認められています。公職の候補者等又は後援団体の政治活動用事務所に設置する立札及び看板の類は、法律で設置が認められたものに該当しますが、その枚数や規格に制限があります。

1 設置できる数

掲示場所については、公職の候補者等または後援団体が、「政治活動のために使用する事務所ごと」に「その場所において」**2枚まで**と決められています。

公職選挙法第143条第16項第1号「当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」とされています。看板の設置には、その建物が実際に「政治活動のために使用する事務所」として使用されていることが条件です。

※事務所の実態のない場所（田畑や駐車場・空き地、単に建物があるだけ等）には設置できませんのでご注意ください。

【選挙ごとの総数一覧】

| | 候補者等の看板等の総数 | 後援団体の看板等の総数 |
|---------|-------------|-------------|
| 市長選挙 | 6 | 6 |
| 市議会議員選挙 | 6 | 6 |

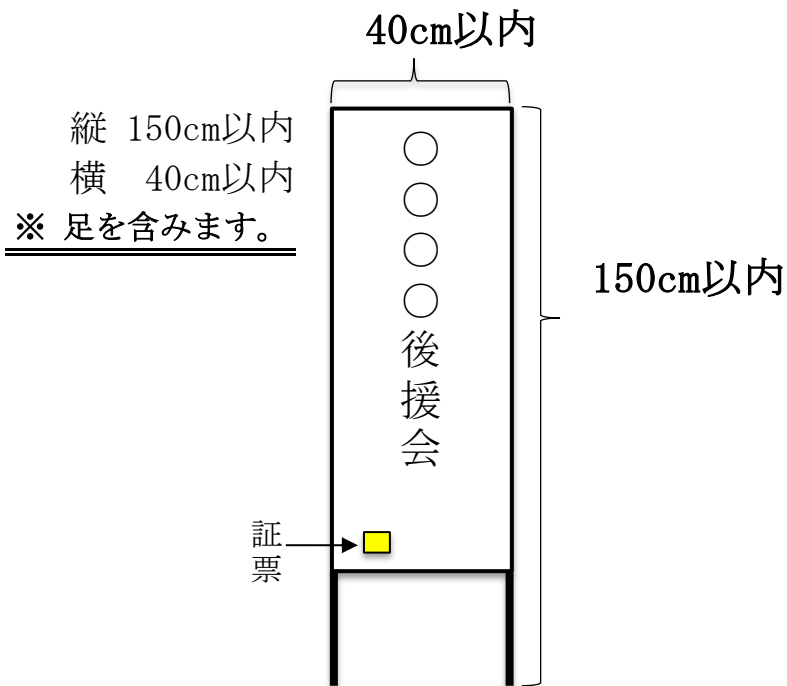
2 証票による表示 (始良市公職選挙法執行等規程第13条、14条)

立札及び看板の類に係る証票の交付申請を始良市選挙管理委員会へ申請し、定めた「証票」を貼り付けなければいけません。

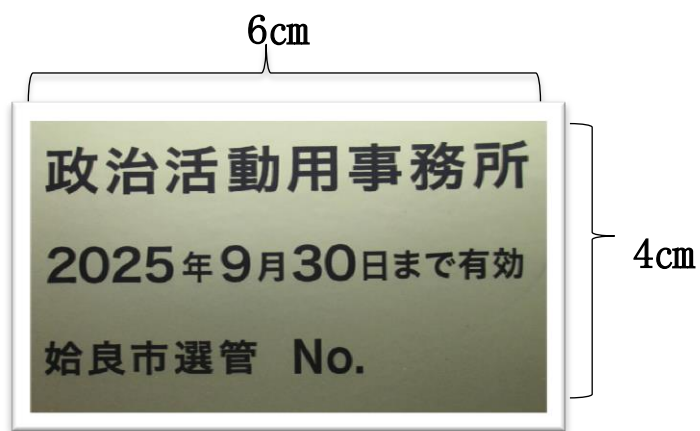
(有効期限があります。期限前に再申請が必要です。)

- ① 有効期限： 4年間 2021年(令和3年)10月1日から2025年(令和7年)9月30日まで
*令和3年10月1日以降の受付であっても有効期限は令和7年9月30日まで
- ② 請求先： 始良市選挙管理委員会事務局(始良市役所 仮設プレハブ6号館1階)
- ③ 提出書類： 証票交付申請書
後援団体の場合は、「設立届の写し」及び「規約の写し」を添付
- ④ 本人確認書類： 押印廃止に伴い本人書類を提示、または提出
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民票の写し、戸籍謄・抄本、その他官公署が発行した免許証や許可証等、また地方公共団体が交付する健康保険証や各種年金証書など

3 規格等



(証票の様式) 市長及び市議会議員 候補者等の例



(注1) 期限は4年間。2025年(令和7)年9月30日

(注2) 色は金色。更新の都度変更する。*前回は黄色

(注3) 番号は、申請書を受理した順位を表示する

(注4) 寸法は個人・団体(縦4cm × 横6cm)

※ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

始良市選挙管理委員会事務局

電話 0995-66-3322 (直通) FAX 0995-65-1788